社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 6 番 15 号
井門神田駅前ビル 22 号室
電話：03-3526-4277　FAX：03-3526-4276
担当：種橋

新年、明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で迎えた 2021 年ですが、皆様のご支援のおかげをもちまして、あおぞらコンサルティングは 4 月に 14 年目を迎えます。

今年は「丑」年です。子年にまいた種が芽を出して成長する時期とも言われますが、先を急がず目の前のことを堅実に進め、新しいあおぞらコンサルティングの充実につなげて参ります。

業務としては、コロナ対応、改正された法律への対応、変化する働き方への対応、そして、「人」に関する様々な問題を解決することに力を入れて参ります。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供すべく精進いたす所存です。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今後の法改正の動き　～今後の法改正の動向の一部をご紹介します～

●育児・介護休業法　施行規則等の改正　～2021 年 1 月 1 日施行～

●子の看護休暇や介護休暇について、労働者の申出があれば時間単位で取得させることが義務化されます。
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582033.pdf

●「あおぞらレター284号（2020年11月10日発行）」では改正対応のための育児介護休業規程例をご紹介しております。
http://sr-aozora.biz/contents/letter/284.pdf

●障害者の法定雇用率の引き上げについて　～2021 年 3 月 1 日～

●今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員 45.5 人以上から 43.5 人以上に変わります。
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/content/contents/000733495.pdf

●パートタイム労働者、有期契約労働者に対する均衡・均等待遇の義務化（パートタイム・有期雇用労働法）
中小企業における猶予措置期間の終了　～2021 年 4 月 1 日施行～

●いわゆる「同一労働同一賃金」により、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や手当等のあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止された法律です。すでに大企業では2020年4月1日から施行されておりましたが、中小企業においては猶予措置期間が終了し、2021年4月1日から施行されます。

●同一労働同一賃金特集ページ（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html

●大企業の中途採用比率について公表義務　（労働施策総合推進法の一部改正）～2021 年 4 月 1 日施行～

●常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主は、「通常の労働者等に占める、中途採用により雇入れた者の割合」を定期的に公表することが義務付けされました。

●高年齢者雇用安定法　70 歳までの就業確保（努力義務）　～2021 年 4 月 1 日施行～

●事業主に対して、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置（定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止等の措置）を講ずる努力義務が設けられました。
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694688.pdf

★その他社会保険関連　マイナンバーカードの健康保険証利用について　～2021 年 3 月（予定）～

●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能になります。利用には事前の利用申込が必要になります。詳細はこちらでご確認下さい。 ⇒ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277